

## 第3章 耐震化の基本的な考え方

### 1 耐震化の必要性

学校施設は、多数の児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活等の場であることから、安全性を確保することは必要不可欠である。また、学校施設は地域住民の活動や交流の場であるとともに、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たす重要な施設であり、耐震化が急務となっている。

さらに、北海道太平洋沿岸地域においては、第1・2章で述べたとおり、大規模地震の発生確率が高い中で、学校施設の耐震化が遅れており、その促進は大きな課題となっている。

なお、耐震化にあたっては、海溝型地震の影響や所在地の活断層なども考慮した十分な耐震性能の確保が必要である。

### 2 耐震化推進上の重要事項

#### (1) 危険度の把握

地震発生時の人的被害を防止するためには、耐震化優先度調査や耐震診断を早急を実施することにより、個々の学校施設の耐震性能を的確に把握した上で、倒壊又は大破する恐れのある危険度の大きいものから優先的に耐震化事業を実施することが重要である。

#### (2) 学校施設の特性に適合する耐震診断の早期実施

学校施設の耐震診断の実施にあたっては、各々の学校施設の特性に適合した方法により実施する必要があり、建物区分・構造特性に従って、「2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」(財)日本建築防災協会、「屋内運動場等の耐震性能診断基準(平成8年版)」(文部科学省大臣官房文教施設部)等によることが適切である。

#### (3) 耐震診断結果や耐震推進計画の公表

学校施設の耐震化を計画的に推進していくためには、その重要性及び緊急性について、教育委員会をはじめとして関係行政機関から地域住民にいたるまで、各関係者が理解を深めていくことが重要である。

そのためには、例えば教育委員会をはじめとした行政部局が組織横断的に検討委員会を設置することや、教育委員会が中心となり、耐震化事業に係る内容及び検討経緯について広く公表し幅広い合意を形成していくこと等が重要である。

#### (4) 合理的な耐震化推進計画の策定

学校施設の整備においては、質的向上、教育機能の整備が当然ながら一義的なものであるので、「学校施設整備指針」(文部科学省)を踏まえ、耐震化事業の内容を検討することが重要である。

なお、他の公共施設の整備計画との兼合いも検討し、実現可能な計画策定が重要である。そのためには、一定の期間を設定し、具体的な目標を立てることが望ましい。具体的な目標策定にあたっては、工法等の検討が必要であるが、限られた予算で多くの学校の耐震化を進めるには、改築よりも耐震補強工事が有効である。

#### (5) 非構造部材等の耐震点検や耐震化対策の実施

構造体の補強工事は、その工事規模・経費からも耐震化事業のメインとも言うべきものであるが、非構造部材についても、日頃から点検・維持管理に注意を払うことが重要である。新耐震基

準の建物であっても、非構造部材の落下による被害の例もあり、構造体の安全性に拘わらず注意が必要である。

平成15年度十勝沖地震においても、児童生徒が学校で活動している時間帯に地震が発生していれば、深刻な人的被害が発生したことが推測されるような事例もあったため、適切な対応が必要である。

以下、非構造部材に被害のあった事例である。

吹き抜け2階のガラスブロックが割れて倒壊し、廊下や1階の教室へ落下したものの。

天井仕上材、断熱材が落下したものの。



天井仕上材、断熱材が落下したものの。



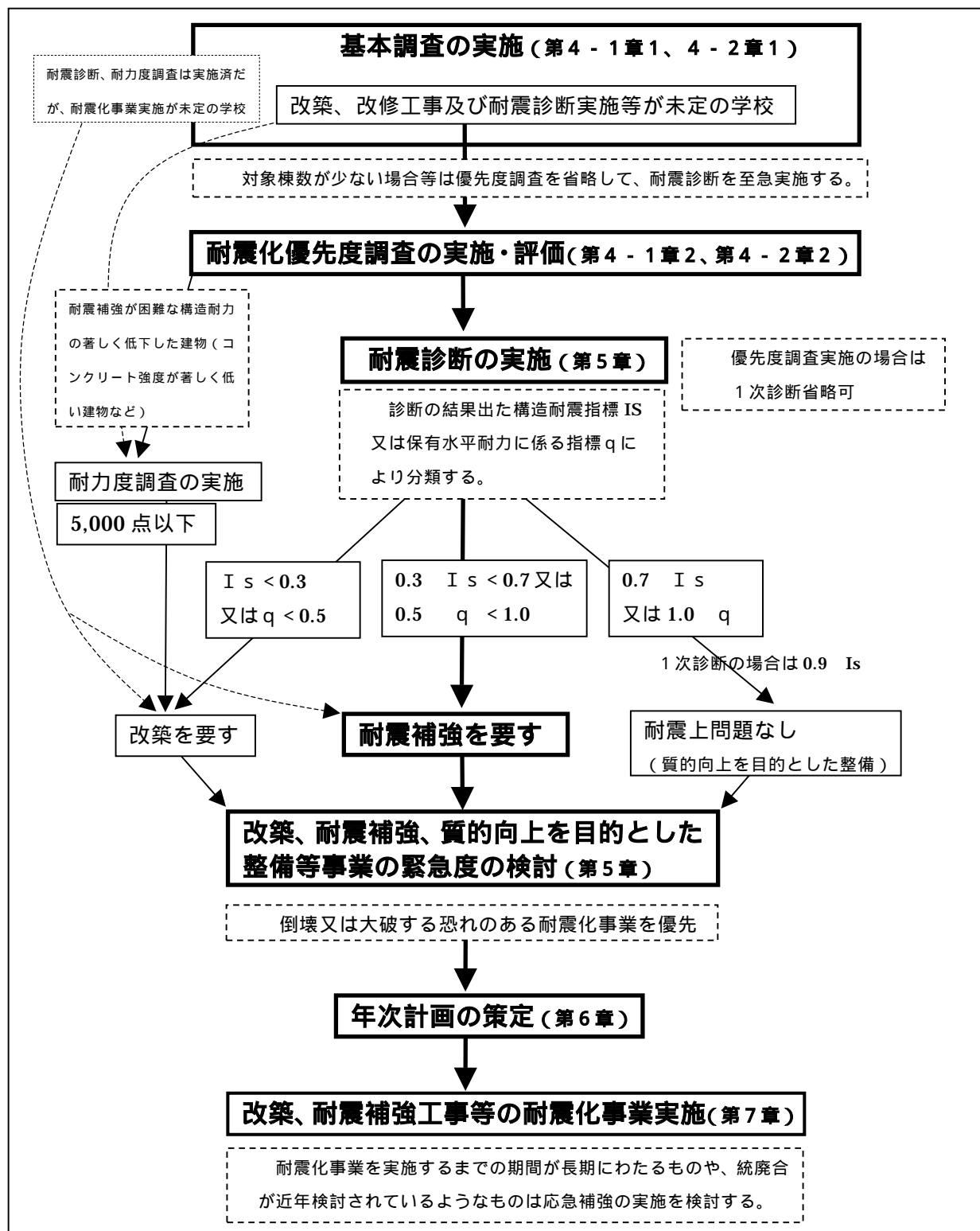
#### (6) 耐震化推進に係る支援体制の整備

北海道教育委員会は、市町村立学校の耐震化を推進するため、全道的な観点からの様々な資料・情報を効率的に収集し提供するとともに、耐震化推進の啓発、指導等支援体制の整備を検討していく。

### 3 耐震化の進め方

学校施設耐震化の基本的な進め方は、次の「耐震化の進め方(フロー図)」のとおりである。以降の章では、当該フロー図のそれぞれの段階における留意事項等について述べる。

耐震化の進め方(フロー図)



新耐震基準の建物については、非構造部材の安全点検、維持管理を徹底する。  
旧耐震基準の建物のうち、既に改築や耐震補強実施の方針が固まっているものについては、耐震化事業を早急を実施する。